

令和7年11月25日

会員事業場（林業関係） 各位

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部

支部長 東 泉 清 寿

（公印省略）

林業個人事業者（一人親方）の死亡災害発生に伴う安全衛生対策の徹底について
（緊急要請）

日頃より、林材業における労働安全衛生活動の推進につきまして、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県においては、林業を営む個人事業者が増加しており、注文者（元方事業者等）が業務を発注している実態にあること等、個人事業者への労働安全衛生対策が急務となっているなか、先般、県内の林業個人事業者（一人親方）の方が、伐木造材作業中、かかり木の速やかな処理を怠り、かかり木に激突される死亡災害が発生する極めて残念な結果となりました。

つきましては、この度発生した林業個人事業者の死亡災害を踏まえ、今後、会員事業場の皆様が元請事業体（注文者）として、個人事業者等への業務発注にあたっては、労働安全衛生対策の推進と強化を図るため、下記事項を緊急に周知されますよう要請いたします。

なお、当該林業個人事業者におかれましては、林業労働安全衛生の重要性を深く認識され、当林災防の賛助会員として、林業の一人親方の労災保険に特別加入していただいたことを申し添えます。

記

1. 労働安全衛生法の改正による措置を踏まえ、個人事業者等（中小事業の事業主や役員が労働者と類似の作業を行う場合を含む。）も労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけされたこと。（令和8年4月1日施行。）
2. 個人事業者等への労災保険の特別加入を勧奨すること。
3. 林災防賛助会員への加入を促進し、「林材業労働災害防止規程」による遵守事項の共通認識を図るとともに、安全装置を具備しない機械等の使用禁止、安全衛生特別教育の有資格者の確認と林業特殊健康診断の受診を勧奨すること。
4. 個人事業者等は業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などを、注文者へ報告すること。（令和9年1月1日施行。）

□事務局

宇都宮市新里町丁277-1

TEL 028-652-2153

担当：大貫、齊藤